

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金	担当部課	企画総務部総合政策課			
補助要綱	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	個人補助金			
	1.シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	創生推進人材育成プロジェクト事業	H 31	6 年	R 9	継続	

1.事業概要

補助の目的	下宿、アパート等に入居して兵庫県立生野高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、高等学校の生徒数の確保を図り、高等学校の発展に寄与するため。		
補助が必要な理由	本補助制度を利用する生徒数は少ないが、平成30年度から生野高等学校が全県学区になったことに伴い、生野高等学校の生徒数の確保を図っていくためには必要な補助である。		
補助対象者	自宅から高等学校までの通学が遠距離により困難なため、市内にある下宿等に入居して通学する生徒の保護者		
補助対象事業	下宿等の賃借料(共益費、食費、光熱水費、生活雑費、修繕その他の居住の維持に関する経費等を除く。)		
補助率／補助額	補助対象経費の月額が5万円を超えないときは、当該超えない額(1,000円未満は切り捨て)	上限額	補助対象経費の月額が5万円を超えるときは、5万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助制度該当地域からの入学生推移	1	3	3	3	9	3
②						
補助額	600,000	600,000	600,000	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	600,000	600,000	600,000	600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助対象経費の月額が5万円を超えないときは、当該超えない額（1,000円未満は切り捨て）を補助する。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	高校の授業料無償化などの公立高校を取り巻く厳しい現状を踏まえた上で、全県学区となっている生野高校について、生徒数を確保すること、さらには生野高校の発展につなげていくことを鑑み、必要な支援である。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名		生野学園持続的運営支援補助金		担当部課		企画総務部総合政策課			
補助要綱		生野学園持続的運営支援補助金交付要綱		根拠法令					
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む			分類		事業費補助金ハード事業			
	1.シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実			開始年度		経過年数		終了年度	前回評価結果
事務事業	企画一般管理事業			R	7		年	R	11

1.事業概要

補助の目的	生野学園の安定的な運営を実現することで、朝来市の地域振興、さらには将来的な人口(国勢調査人口)の増加につなげていくため。		
補助が必要な理由	学校法人生野学園は、全国に先駆けた不登校生徒の受け皿となる全寮制の中高一貫校として、朝来市にとって重要な存在であるが、近年の通信制高校の台頭や物価高騰、路線バスの廃止など取り巻く環境は厳しさを増し、存続が危ぶまれる状況にある。		
補助対象者	学校法人生野学園		
補助対象事業	(1)生野学園が朝来市内に有する学校施設(以下、「施設」という。)の長寿命化に資する事業 ・生野学園の安定的運営の基盤となる学校施設(寮等生活に必要な施設も含む)の長寿命化に向けた施設改修(省エネ化のための施設・設備改修含む)に係る費用 (2)生野学園が生徒を送迎する事業 ・週末等における、生徒の通学に係るチャーターバス(マイクロバス)確保のための経費		
補助率／補助額	(1)・・・1／3 (2)・・・1／2	上限額	(1)・・・7,000千円 (2)・・・20,000円／日
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 生野学園生徒数	100	100	100	100	11	100
②						
補助額	2,830,000	2,430,000	4,430,000	2,430,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,830,000	2,430,000	4,430,000	2,430,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	生野学園をとりまく厳しい現状をふまえた上で、全国に先駆けた不登校支援の教育機関として大きなネームバリューがあり、市の価値を高める存在であること、卒業生の進路として市内企業や団体等も選択肢としてあり、定住にも期待できること、さらに全寮制の学校であり、寮生は国勢調査において朝来市の人口としてカウントされ、交付税算定において影響力があることに鑑み、必要な支援である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市防犯カメラ設置費補助金	担当部課	危機管理部防災安全課
補助要綱	朝来市防犯カメラ設置費補助金交付要綱	根拠法令	
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	犯罪対策支援事業	R 5	2 年 R 7 承認

1.事業概要

補助の目的	犯罪のない安全で安心な市民生活の実現を目指すとともに、警察等への情報提供ができるよう防犯カメラを設置する団体に対し補助を行う。		
補助が必要な理由	区からの防犯カメラ設置の相談や、防犯カメラ設置補助金の申し込み状況、地域自治協議会での防犯に関する取組状況などからも、地域の防犯意識の高まりを感じる。これら関係機関と連携し、犯罪防止に向けた活動や子供の見守り活動等の防犯活動を引き続き行うとともに、今後も団体等による犯罪抑止活動等の協力、支援を継続して実施する必要がある。		
補助対象者	(1) 行政区 (2) 民間団体 (3) 地域自治協議会		
補助対象事業	(1) 映像撮影機器(カメラ)、映像表示機器(モニター)、映像記録機器(ハードディスクレコーダー等)及びその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2) (1)の機器の取付け又は設置工事に要する経費		
補助率／補助額	補助対象額が200千円以上のものに対し、140千円を定額で補助。	上限額	140千円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 刑法犯認知件数	106	109	145	109	8	100
② 防犯カメラ設置台数(年間)	5	8	8	8	8	8
補助額	400,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	480,000	240,000	240,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	400,000	640,000	880,000	880,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	57.1%	78.6%	78.6%	—	—
補助件数	5	8	8	8	—	—
実績報告書	○	○	○	○	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助対象額が200千円以上のものに対し、140千円を定額で補助。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	他市の補助要綱を参考にしつつ、防犯カメラ購入設置費が約200千円から300千円であるため、補助団体の負担が大きくなりすぎないように設定している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	近年犯罪や不審者事案が頻発し、また、都心部では強盗殺人といった凶悪犯罪が発生しており、各地域団体等では地域内の安全を図るため、朝来市防犯カメラ設置費補助金を利用し防犯カメラの設置整備を実施している。 また、警察からのカメラ情報の提供依頼も多く、今後も補助制度を継続させる必要があると考える。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市交通安全協会補助金	担当部課	危機管理部防災安全課			
補助要綱	朝来市交通安全協会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	団体運営費補助金			
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	交通安全対策事業	R 2	5 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	交通安全の普及啓発等により市民の交通安全意識を醸成し、交通事故防止を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市における、運転免許証の更新時講習会の開催や、市と協働し、地域ごとの交通安全キャンペーンや交通安全教室(年10回程度)を通じて、広く市民の交通安全意識醸成に尽力いただいている。 朝来市交通安全協会と協働し実施している交通安全思想の普及啓発、及び交通事故防止活動については、今後 も必要不可欠である。		
補助対象者	朝来市交通安全協会		
補助対象事業	交通安全協会の取り組みの広報等の支援		
補助率／補助額	定額(300千円)	上限額	300千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 交通死亡事故件数	0	2	2	0	11年度	0
② 交通事故発生件数(年間40件以下)	54	68	40	40	11年度	40
補助額	200,000	200,000	200,000	300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	200,000	200,000	200,000	300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	—	—	—	○	—	—
団体決算書	—	—	—	○	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	運営費として、300千円を定額で補助。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	×	×	多くの市民が免許センターで免許更新をするようになり、会費が減少している。解散したいとの意向であったが、市民のために必要な団体であるため、事業費補助から団体補助へ切り替える。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	前述のとおり交通安全の啓発活動に注力していただいているが、現在は事業費補助で補助率が1/2となっており、自主財源の捻出をするのが大変な状況である。解散したいとの意向であったが、市民に必要な団体であるため、団体補助に切り替え、人件費等にも補助を行えるよう改定する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市自主防災リーダー育成補助金	担当部課	危機管理部防災安全課			
補助要綱	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金			
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	防災推進事業	R 7	年	R 8		

1.事業概要

補助の目的	現在、防災安全課では、マイ避難カードの普及や出前講座の拡充を通じて、市民の防災意識の向上強化、地区防災計画策定の推進に努めている。令和6年度、防災推進事業を進める中で、防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要であるとの評価に至った。このことから、本補助金を再創設するものです。		
補助が必要な理由	防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要であるため、補助を行うことにより取得に係る敷居を下げ、市内の防災リーダーの数を増加させようとするため。		
補助対象者	ひょうご防災リーダー：全市民 防災士：ひょうご防災リーダー取得者又は朝来市消防団分団長以上の階級にある(あった)者		
補助対象事業	(1) ひょうご防災リーダー(兵庫県知事認定資格)の取得に対する助成 助成対象：交通費、燃料費 助成金額：(三木市会場)20,000円 (豊岡市会場)4,000円 (2) 防災士 助成対象：交通費、燃料費、教本代、受験料、登録料 助成金額：5,000円		
補助率／補助額	上限額に満たない場合はその額の100円未満を切り捨てた額を補助。	上限額	25千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 朝来市内の防災士の数	60				7	60
② ひょうご防災リーダーの数	35				7	35
補助額	125,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	125,000	0	0	0	—
一般財源の割合					—	—
補助件数	5				—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	上限額に満たない場合はその額の100円未満を切り捨てた額を補助する。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	防災意識や防災力向上には核となるリーダーの存在が重要であり、その育成が必要である。令和7年度は三木市及び豊岡市が兵庫防災リーダー講座の開催地となるため、積極的に広報をするとともに、防災士の資格取得に対し消防団の特例を認めるよう令和5年度末まで施行していた要綱をもとに補助を受けやすくした。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市防災用品購入補助金	担当部課	危機管理部防災安全課
補助要綱	朝来市防災用品購入補助金交付要綱	根拠法令	
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	防災推進事業	R 7	年 R 9

1.事業概要

補助の目的	一斉避難訓練や防災講演会、出前講座などを通じて、自助・共助の大切さを市民へ理解してもらえるよう取り組んでいる。 また、避難所に行くことだけではなく、在宅避難など多様な避難のあり方も周知している。市から情報発信をするだけではなく、市民一人ひとりが自助に関する取り組みを積極的に実施できるよう防災用品の購入に係る費用の補助を行うことで、防災意識が向上することを目的に補助金要綱を新設するものです。		
補助が必要な理由	平成30年防災白書によれば、阪神・淡路大震災では7割弱の方が自助により救出されている。現在市では行政区や民間団体等への防災用品の購入補助は行っているが、個人への補助は行っておらず、家庭に防災用品を備蓄しているものは少ないと推察する。 大規模災害時には市役所も被災している可能性があり、自助の必要性をより強く発信する必要がある。自助を含めた防災の意識を高めるために、本補助制度を制定する。		
補助対象者	全市民(世帯)		
補助対象事業	防災用品の購入費		
補助率／補助額	1/2	上限額	5千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	30	32	35		9	35
② 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進の満足割合	30	32	35		9	35
補助額	3,000,000	3,000,000	3,000,000		—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数	600	600	600		—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	防災用品の準備を行っていただくことは、自分の命を守ることに直結するため、本補助金では市徴収金の完納は条件として含まないこととする。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×	食糧費を補助対象としているが、対象となるのは5年以上の保存年限がある保存食及び飲料水とする。また、申請書の中で日常で使うものではなく、災害時の備蓄用品として適正に保管することを誓約させる。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	他市補助要綱等を確認するとともに、広く市民に補助制度を利用してほしいという希望のもと上限を設定している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	現在朝来市が実施している防災用品購入に関する補助は、行政区や民間団体等のみが対象となっており、共助の一助を担うものとなっている。平成30年防災白書によると、阪神・淡路大震災では7割弱が家族を含む自助により救出されており、災害時には自助が非常に重要となる。そこで、本補助金事業を実施し、広く自助について啓発しようとするものです。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市交通安全促進事業補助金	担当部課	危機管理部防災安全課
補助要綱	朝来市交通安全促進事業補助金要綱	根拠法令	
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	交通安全対策事業	R 7	年 R 11

1.事業概要

補助の目的	日頃より広報活動や交通立番等により交通安全啓発を行っています。情報発信等により啓発を行うだけでなく、市民一人ひとりが交通安全に関する取り組みを積極的に実施できるよう交通安全に係る物品の購入費用の補助を行うことで、市民の交通安全意識の向上及び交通事故被害の軽減を目的に、朝来市交通安全促進事業を新設するものです。		
補助が必要な理由	上記のとおり日頃より広報活動や交通立番等により交通安全に対する啓発を行っています。しかし、交通事故件数は朝来市内で60件前後で推移しており、R5年度及びR6年度には交通死亡事故が発生し、意識の啓発だけでなくハード面での交通安全対策が必要であると判断したため、補助事業を新設する。		
補助対象者	(1) 65歳以上の免許返納者 (2) 65歳以上の運転免許証保有者 (3) 自転車使用者		
補助対象事業	(1) 日本工業規格(JIS) T9208に該当するシニアカーの購入補助 (2) 国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する装置又はペダルの踏み間違いを防止する装置の購入設置補助 (3) SGマークその他安全基準に適合すると認証された自転車用ヘルメットの購入補助		
補助率／補助額	(1) 1/3 (2) 1/2 (3) 1/2	上限額	(1) 100千円 (2) 障害物検知機能付き 30千円 障害物検知機能なし 20千円 (3) 2千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 交通死亡事故件数年間1名以下	0	0	0	0	11年度	0
② 交通事故発生件数(年間40件以下)	40	40	40	40	11年度	40
補助額	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	1,900,000	1,900,000	1,900,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	230	230	230	230	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	他市補助要綱等を確認し、中央値及び平均値から補助金額を算出している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	前述のとおり交通安全事業に関しては啓発活動に注力しているが、交通事故又は交通事故による被害は、交通安全意識を持っていても発生する場合がある。そこで、ハード面での交通安全促進を行うことで交通事故を抑止し、さらには交通事故が発生した場合の被害軽減が期待できる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名		空き家片付け支援事業		担当部課		まちづくり協働部 市民協働課				
補助要綱		朝来市空き家バンク実施要綱 朝来市空き家片付け支援補助金交付要綱		根拠法令						
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類		個人補助金				
	15.まちの仲間になる移住定住の推進			開始年度		経過年数		終了年度	前回評価結果	
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業			R	1	6	年	R	9	継続

1.事業概要

補助の目的	空き家バンクに登録された空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を補助することにより、良質な住宅供給と住環境の再整備を図り、もって市内への定住を促進すること		
補助が必要な理由	空き家バンクにおいて、家財道具等の処分が完了している物件の方が、問合せが多い傾向にある。しかし、所有者にとっては、片付けが負担となっており、空き家が放置される原因の一つとなっている。良質な空き家を流通させるため、当該補助が必要である。		
補助対象者	空き家バンクに登録した空き家の家財処分等を当該空き家の売却又は賃貸のために行う者		
補助対象事業	【補助対象経費】 ・ごみ処理手数料 ・ごみ収集及び運搬料金 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・家財処分等の委託等に係る経費		
補助率／補助額	1/2	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	15	18	15	18	9	18
② 空き家バンク物件登録数	36	48	40	40	9	40
補助額	1,435,000	1,481,900	1,500,000	1,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	1,178,505	1,320,861	1,335,000	1,602,000	—
一般財源	256,495	161,039	165,000	198,000	—	—
一般財源の割合	17.9%	10.9%	11.0%	11.0%	—	—
補助件数	15	18	15	18	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	民間での不要残置物処分の相場20万円の1/2として、上限10万円を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	片付けを行った空き家バンク物件については、約5割の成約率があるため、継続
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 2 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市移住支援金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課
補助要綱	朝来市移住支援金交付要綱	根拠法令	地方創生移住支援事業
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	東京23区からの移住・就職促進事業	R 1	6 年 R

1.事業概要

補助の目的	東京近郊在住在勤の現役世代に対し、朝来市への移住を促進する。		
補助が必要な理由	首都圏からの現役世代のUターン者の増加		
補助対象者	東京都区部から移住者で要綱に定める要件(就労や起業、テレワーク等)を満たす者		
補助対象事業	東京都区部から移住者で要綱に定める要件(就労や起業など)を満たす者に対して、移住支援金を支給する。 ・単身移住者:60万円 ・世帯移住者:100万円(18歳未満の子1人につき100万円を加算)		
補助率／補助額	上記の通り	上限額	世帯移住者200万円、単身者60万円
上乗せ補助がある場合の根拠	18歳未満の子1人につき子育て加算100万円		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	0	1	0	1	9	1
②						
補助額		600,000		2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	450,000		1,500,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	150,000	0	500,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	25.0%	#DIV/0!	25.0%	—	—
補助件数	0	1	0	1	—	—
実績報告書		×		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国県の制度による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	国県の制度による
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国県の制度による
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国の交付金制度による補助事業であるため、国制度が継続される限りは本市も制度を継続させる。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名		地域自治包括交付金		担当部課		まちづくり協働部 市民協働課	
補助要綱		朝来市地域自治包括交付金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める			分類		団体運営費補助金	
	14.多様な人がつながる地域コミュニティの充実			開始年度		経過年数	終了年度 前回評価結果
事務事業	地域自治協議会支援事業			H 20	16 年	R	改正

1.事業概要

補助の目的	地域協働の基盤として地域自治協議会による地域自治を充実強化し、主体的・自律的な地域経営の確立を図る。		
補助が必要な理由	・地域課題の解決に向けた主体的な取組の普及 ・誰もが地域自治協議会活動に参加しやすい環境の構築		
補助対象者	各地域自治協議会		
補助対象事業	・地域配分額 40,306千円(均等:人口:面積=2:7:1) ・事務局運営額 44,000千円(3,900千円/小学校区を基本) ・地域協働事業額 花づくり事業 1,600千円(均等:人口=7:3) 環境保全事業 2,500千円(区数割) 交通安全啓発事業 322千円(区数割)		
補助率／補助額	上記のとおり	上限額	予算の範囲内
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
①	地域づくりの学びの場開催回数	6	6	6	6		
②	地域自治協議会活動参画者数	1,332	1,226	1,300	1,332		
補助額		76,062,073	76,015,852	75,974,037	88,728,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金				1,712,000	—	—
	地方債					—	—
	その他	69,358,601	69,634,757	71,015,000	84,291,000	—	—
一般財源		6,703,472	6,381,095	4,959,037	2,725,000	—	—
一般財源の割合		8.8%	8.4%	6.5%	3.1%	—	—
補助件数		11	11	11	11	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	固有の算定基準による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	【包括交付金中、事務局運営額の改定】 実際の勤務時間と兵庫県の最低賃金により算出した額に社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）を上乗せして算出。 【包括交付金中、地域協働事業額の改定】 地域協働事業額（花いっぱい・のまちづくり事業、地域環境保全事業、交通安全事業）について、それぞれの基準により事業額を算定しその事業の経費にしか使うことができない。しかし、現在の集落の状況は高齢化を伴う人口減少により、これまでどおりの事業が実施できなくなっていることから、要綱を改正することにより地域の実情に応じた必要な事業に使用できるようにするもの。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	災害復旧支援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市災害復旧事業補助金交付要綱 朝来市災害復旧事業補助金交付要綱事務取扱	根拠法令				
総合計画体系	7.その他	分類	事業費補助金ハード事業			
	—	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	災害復旧支援事業	H 17	19 年	R	継続	

1.事業概要

補助の目的	台風、豪雨等の異常気象により被災した農地、農業用施設、林業用施設、公共用水路及び公共的施設に対し、災害復旧事業補助金を交付する。		
補助が必要な理由	補助対象者の負担軽減と速やかな災害復旧に繋げるため		
補助対象者	区長等で、災害復旧事業を行う者		
補助対象事業	・農地災害復旧事業 ・農業用施設災害復旧事業 ・林業用施設(林道)災害復旧事業 ・林業用施設(作業道)災害復旧事業 ・公共用水路災害復旧事業 ・公共的施設災害復旧事業		
補助率／補助額	5割～10割	上限額	72万円
上乗せ補助がある場合の根拠	災害が政府によって指定される激甚災害となった場合は、補助率及び補助限度額は激甚の場合の率及び限度額を適用する。		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合(市民アンケート)	19	27	28		11	35
②						
補助額	1,075,000	12,902,000	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,075,000	12,902,000	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	4	52	0	0	—	—
実績報告書	○	○	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	本補助制度制定当初から10割の補助率設定あり。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	本要綱の補助率を国に合わせることで、補助対象者の負担を軽減し、速やかな災害復旧に繋げる。合わせて補助金限度額も、見直しを行う補助率にスライドして改正する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市文化協会活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課			
補助要綱	朝来市文化協会活動補助金交付要綱	根拠法令	地方自治法			
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	4.まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会教育団体支援事業	R 3	3 年	R 11	継続	

1. 事業概要

補助の目的	朝来市文化協会の活動を支援することにより、市の文化の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	補助金交付により、文化事業の継続及び充実並びに活性化を促進し、市の文化の振興を図るため		
補助対象者	朝来市文化協会加盟団体・加盟会員		
補助対象事業	(1) 展覧会、発表会、研修会等の文化事業 (2) 広報啓発事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	1,341,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
①	文化協会団体数	101	100	97	97	11	97
②	文化協会会員数	1,227	1,098	1,055	1,055	11	1,055
補助額		931,074	1,046,518	848,248	1,341,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		931,074	1,046,518	848,248	1,341,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	1	1	1	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和3年4月1日改正済み
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	文化事業の充実、活性化を促進するために継続して補助を行う。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること
外部		
最終	承認	2次結果に基づき、適切な運用を図ること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来ふれあい元気まつり補助金	担当部課	朝来支所			
補助要綱	朝来ふれあい元気まつり補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ソフト事業			
	16.まちを応援する関係人口の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	朝来地域交流・活性化事業	R 6	年	R 8		

1.事業概要

補助の目的	朝来支所の所管区域内において実施する、交流と地域活性化を目的としたイベント等を支援することにより、当該地域の連帯感を醸成し、一層の活性化を図る。		
補助が必要な理由	朝来地域内外の交流活動を活発化させるため、実行委員会主催の市民が主体となるイベントを支援する。		
補助対象者	朝来ふれあい元気まつり実行委員会		
補助対象事業	朝来ふれあい元気まつり		
補助率／補助額	補助対象経費から他の制度による補助金等の収入を除いた額に2分の1を乗じて得た額(その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	上限額	15万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標		実績	計画	計画	計画	年度	計画
①	来場者数	1,000	1,000	1,000	1,000	11	1,000
②	朝来文化祭来場者数	300	300	300	300	11	300
補助額		59,000	150,000	150,000	150,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	59,000	150,000	150,000	150,000	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1				—	—
実績報告書		○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	合併により市域が拡大した中、朝来地域の連帯感を醸成するために平成17年からイベントを実施していたが、令和6年度より実行委員会主催とし、住民主体のイベントとした。必要な運営費に対して2分の1補助金を交付し、2分の1を自主財源とすることにより、一層の連帯感をもって課題解決や価値創造を図る。
2次	承認	新設補助金として承認する
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	人生いきいき住宅助成事業	担当部課	健康福祉部 高年福祉課
補助要綱	朝来市人生いきいき住宅助成事業実施要綱	根拠法令	
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	人生いきいき住宅助成事業	H 17	20 年 R 継続

1.事業概要

補助の目的	高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることの出来る住環境を整備し、長寿社会に対応した優しい住まいづくりを実現する		
補助が必要な理由	住み慣れた住宅で継続して、居住することによる心身の安定及び、家庭内での転倒・骨折等による生活機能の低下の予防を促進するため		
補助対象者	①特別型 介護保険の要介護認定又は要支援認定、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者のいる世帯 ②一般型 ①以外の65歳以上高齢者のいる世帯 ③断熱改修型 ①又は②に該当する世帯		
補助対象事業	【バリアフリー改修】 ①特別型 対象者が居住する住宅で、日常生活を営むうえで支障となっている部分を取り除くために改造が必要な箇所で、介護保険制度の住宅改修と一体的に行われる住宅改修工事で、住まいの改良相談員が認める範囲のもの。 ②一般型 対象者が居住する住宅で、現在及び今後不便になると予想される箇所であり、規定の住宅改修工事 ③増改築型 特別型または一般型を実施時に増改築を伴う住宅の改修工事 【断熱改修】 窓の断熱改修（R7.4～新設） ※①は県補助制度（県1/2、市1/2）		
補助率／補助額	【バリアフリー改修】①特別型 所得に応じて1/3～10/10 ②一般型 事業費に応じて定額 ③増改築型 1/3 【断熱改修】 対象経費の20%	上限額	【バリアフリー】①特別型 1,000千円 ②一般型 300千円 ③増改築型 500千円（①、②に上乘せ） 【断熱改修】 50千円
上乘せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成件数	11	16	7	30	9	30
②						
補助額	4,916,000	6,493,000	4,737,000	7,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	2,289,000	2,934,000	2,350,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,627,000	3,559,000	2,387,000	4,450,000	—	—
一般財源の割合	53.4%	54.8%	50.4%	57.1%	—	—
補助件数	11	16	7	30	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④介護保険制度や障害者総合支援法に基づく住宅改修費給付制度と一体的に実施する工事に対し助成を行うものであるため、設定していない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	住み慣れた住宅で継続して居住し、自立した生活が営めるよう、家庭内での転倒・骨折等による生活機能の低下の予防につながる住環境づくりを支援する制度は必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策補助事業	担当部課	健康福祉部高年福祉課			
補助要綱	訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健康で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	老人福祉一般管理事業	R 1	6 年	R 9	継続	

1. 事業概要

補助の目的	訪問看護、訪問介護の看護師等の安全を確保するとともに離職防止を図る。		
補助が必要な理由	訪問看護等の利用者からの暴力行為等への対策として、2人での訪問が必要であるにもかかわらず、介護報酬の2人体制での訪問加算が本人・家族からの同意が得られないため、算定できない場合に、加算相当額の一部を交付することにより訪問する職員の安全確保・離職防止を図る。		
補助対象者	暴力行為のある利用者へ訪問看護等を提供する看護師等		
補助対象事業	介護報酬の2人体制での訪問加算のうち、本人・家族からの同意算定できない場合に、加算相当額の一部を交付 ①看護師等による複数名訪問 ②看護師等と看護補助者による複数名訪問口 ③訪問介護員による複数名訪問		
補助率／補助額	1/2	上限額	146千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 対象件数	0	0	0	1	9	1
②						
補助額				146,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			73,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	73,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%	—	—
補助件数				1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	訪問する職員の安全確保・離職防止を図るうえで、必要な事業であり市としても事業補助を行い、事業を支える必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	社会福祉施設等物価高騰対策給付金給付事業	担当部課	健康福祉部高年福祉課			
補助要綱	社会福祉施設等物価高騰対策給付金給支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	20.いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会福祉施設等物価高騰対策給付金給付事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	エネルギー・食料品価格等の影響に伴い運営に大きな影響を受けている市内の社会福祉施設等の負担を軽減し、安定的に質の高いサービス等を提供できるように支援する。		
補助が必要な理由	近年の物価高騰に伴い、施設入所者の食材費等の利用者負担増加抑制や施設内の冷暖房等に係る電気、灯油等購入費、利用者の送迎や訪問に係るガソリン購入費等に対し事業者支援が必要である。		
補助対象者	高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設		
補助対象事業	①入所系、短期入所系、複合系施設→定員数×11,000円 ②通所系→定員数×2,000円 ③訪問系→1事業所あたり13,000円		
補助率／補助額	上記記載のとおり	上限額	上記記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	実績	計画	計画	計画	年度	計画
① 対象施設数	89					
②						
補助額	11,134,000				—	—
特定財源	国庫支出金	5,567,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	5,567,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	50.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	89				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	入所、通所に関しては定員1人あたりの定額、訪問は1事業所あたりの定額としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設、単年度終了
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国の「国民の安心・安全と持続可能な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、物価高騰の影響を受ける社会福祉施設への支援実施は適切な判断であり必要と考える。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	带状疱疹予防接種費用助成事業	担当部課	健幸づくり推進課			
補助要綱	带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	予防接種事業	R 6	年	R 14	承認	

1. 事業概要

補助の目的	带状疱疹の発症や重症化を防ぎ、市民の健康の保持と予防接種を受けた者の経済的負担を軽減することを目的とする。		
補助が必要な理由	現在、朝来市に住民登録がある50歳以上の者を対象に、带状疱疹予防接種費用助成事業を実施している。令和7年度から、65歳、70・75・80・85・90・95・100歳（令和7年度に限り100歳以上の人は全員）、60歳以上65歳未満の免疫機能に障害のある人については定期予防接種の対象となり、公費負担（一部自己負担有）となるが、それ以外の者については対象から外れ、ワクチン接種で発症予防や重症化予防ができるにも関わらず、接種費用が高額であることから接種を控える可能性も懸念されるため、現行制度の対象者を見直したうえで継続実施する。		
補助対象者	朝来市に住民登録がある50歳以上の者で、定期予防接種の対象とならない者		
補助対象事業	带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）または水痘生ワクチンを接種した者に対し接種費用を助成 ※助成回数は両ワクチンとも上限回数まで（生涯に1度限り）		
補助率／補助額	不活化ワクチン：1回10,000円×2回 水痘生ワクチン：3,500円	上限額	不活化ワクチン：20,000円 水痘生ワクチン：3,500円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果（単位：円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 接種延べ人数			658	125	14	125
②						
補助額			6,482,500	1,217,500	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		726,000	40,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	5,756,500	1,177,500	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	88.8%	96.7%	—	—
補助件数			658	125	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市徴収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①ワクチンの種類に応じて、定額補助とした。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和6年度新設、令和7年度一部改正
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	带状疱疹の発症・重症化予防に寄与し、被接種者等の経済的負担を軽減につながることから、当該補助制度は必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適切に運用すること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切に運用すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名		インフルエンザ予防接種費用助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱		朝来市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる		分類	個人補助金		
	23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	予防接種事業		H 26	10 年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	インフルエンザワクチンを用いた予防接種（以下「予防接種」という。）により感染のおそれがあるインフルエンザの発生及びまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上と市民の健康保持に寄与するとともに、予防接種を受けた者（以下「被接種者」という。）等の経済的負担を軽減することを目的とする。 新たに追加する経鼻インフルエンザワクチンは、鼻腔内に1回の噴霧で完了することから、被接種者の心理的・身体的な負担を軽減することを目的とする。		
補助が必要な理由	インフルエンザの発生及びまん延の防止と、予防接種被接種者等の心理的・身体的・経済的負担を軽減する。 新たな経鼻インフルエンザワクチンは、ワクチン代と手技料で約8,000円かかり、同ワクチンを使用した場合の自己負担額が増えるため、従来ワクチンを使用したときと同様に半額程度の助成として項目（選択肢）を追加する。		
補助対象者	(1) 予防接種日において60歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもの (2) 予防接種日において60歳以上65歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもので、定期接種の対象とならないもの (3) 生後6月以上中学校3年生相当の年齢までの者		
補助対象事業	インフルエンザ予防接種		
補助率／補助額	補助対象者（1）（2） 1回2,000円 補助対象者（3） 生後6月～13歳未満：1回2,000円（2回接種） 13歳～中学校3年生相当年齢：1回2,000円 【経鼻インフルエンザワクチン使用の場合】 2歳～13歳未満：1回4,000円 13歳～中学校3年生相当年齢：1回4,000円	上限額	補助対象者（1）（2） 2,000円 補助対象者（3） 生後6月～13歳未満：4,000円 13歳～中学校3年生相当年齢：2,000円 【経鼻インフルエンザワクチン使用の場合】 2歳～13歳未満：4,000円 13歳～中学校3年生相当年齢：4,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	“実績(改正前)”	計画	年度	計画
① 接種延べ人数	2,475	1,958	1,803	3,460		
②						
補助額	4,949,600	3,915,500	3,606,000	6,990,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	4,949,600	3,915,500	3,606,000	6,990,000	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2,475	1,958	3,625	3,460	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金、暴力団等排除に係る規定なし
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	接種料金は医療機関によって異なるが、平均4,000～4,500円の1/2以内となるよう補助率を設定 年齢によって補助回数(接種回数)が異なる
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	インフルエンザの流行状況によって左右される
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	経鼻インフルエンザワクチンを追加することで、接種回数が減り、また、針を刺す必要もないことから、被接種者の心理的・身体的負担の軽減につながり、接種率の向上が見込める。
2次	承認	判定結果に基づき、適切に運用すること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切に運用すること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	新生児聴覚検査費助成事業	担当部課	子育て支援課			
補助要綱	朝来市乳児等健康診査費助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	新生児聴覚検査費助成事業	R 6	年	R	継続	

1.事業概要

補助の目的	新生児聴覚検査に要する費用を助成することにより、新生児聴覚検査の普及啓発と受検を促進し、聴覚障害の早期発見と早期支援を図ることを目的として実施する。		
補助が必要な理由	新生児聴覚検査にかかる経済的負担を軽減し、受検を促進することで、先天性聴覚障害の早期発見と早期支援を図る。		
補助対象者	新生児聴覚検査を受けた児の保護者		
補助対象事業	新生児聴覚検査(初回検査のみ)		
補助率／補助額	検査費相当額(全額助成)	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20～40歳代	38.6%	39.9%				
②						
補助額	623,700	597,020	596,320	809,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	623,700	597,020	596,320	809,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	127	120	121	130	—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	こどもの医療費は全額公費負担となっているため、準じて全額助成としている。本市の子育て支援及び少子化対策としても実施。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限設定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	類似制度なし
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	直近3年間の新生児聴覚検査の受検率は100%で推移しており、毎年1～3名が再検査を受けている。聴覚障害の早期発見と早期支援につながっている。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新生児聴覚検査は平成19年度から地方交付税措置となり一般財源化となったが、聴覚障害の早期発見と早期支援を行うため、検査費用にかかる経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が聴覚検査を受検できる体制を整備していくよう厚生労働省からも通知がなされている。乳児の健康の保持や福祉の増進のために継続実施が必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名		産婦健康診査費助成金		担当部課		子育て支援課		
補助要綱		朝来市妊婦及び産婦健康診査等費用助成金交付要綱		根拠法令		母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			分類		個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実			開始年度		経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	産婦健康診査費助成事業			R	6	年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	母子保健法第13条に基づく産婦を対象とした健康診査に係る費用を助成し、産婦の産後うつ及び新生児への虐待予防を図るとともに、妊娠・出産の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。		
補助が必要な理由	産婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。		
補助対象者	産婦健康診査を受けた産婦(産後8週間以内)		
補助対象事業	産婦健康診査		
補助率／補助額	健診費相当額(全額助成)	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
①	市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20～40歳代	38.6%	39.9%			11	51.7%
②							
補助額		641,970	591,060	771,320	1,050,000	—	—
特定財源	国庫支出金	259,000	266,010	378,160	450,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		382,970	325,050	393,160	600,000	—	—
一般財源の割合		59.7%	55.0%	51.0%	57.1%	—	—
補助件数		135	127	160	210	—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市の徴収金の完納は要件としていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国が示す産婦健康診査について、望ましい基準が受けられるよう法に基づき市の責務として実施。本市の子育て支援及び少子化対策としても全額助成としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限設定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	類似制度なし
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	直近3年間の産婦健康診査の受診率は100%で推移している。要支援者については、結果の把握により、市での継続支援につながっている。
	運営費補助	重複補助の有無	○	○	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと
		適切な会計処理	○	○	①団体の会計処理が適切に行われていること
		事業費補助への転換	○	○	①事業費補助へ転換すること

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	本事業は国の母子保健医療対策総合支援事業に位置付けられており、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握し、要支援者に対して、必要なケアを早期に提供していくために必要な健診である。健診費用に係る経済的負担の軽減と産婦健康診査の受診の機会を確保し、結果を把握することは重要であり、継続実施が必要である。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	ひとり親家庭等生活支援給付金	担当部課	こどもみらい部子育て支援課			
補助要綱	朝来市ひとり親家庭等生活支援給付金給付事業実施要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	ひとり親家庭等生活支援給付金給付事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	エネルギー・食料品価格等の高騰による影響が長期化する中で、経済的負担が増加しているひとり親家庭等の生活の迅速な支援を図る		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	次の要件をすべて満たす者 ①令和7年2月1日において市内に住所を有している者 ②令和7年1月分の児童扶養手当の支給を受けている者		
補助対象事業	1世帯あたり3万円		
補助率／補助額	30千円	上限額	30千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標		実績	計画	計画	計画	年度	計画
①	受給世帯数	177					
②							
補助額		5,310,000				—	—
特定財源	国庫支出金	2,655,000				—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		2,655,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合		50.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数		177				—	—
実績報告書		×			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の住民税非課税世帯等への物価高騰対策支援給付金と同様に1世帯30千円の定額給付
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	エネルギー・食料品価格等の高騰による影響が長期化する中で、経済的負担が増加しているひとり親家庭等の生活の支援を行う観点から必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市こども食堂物価高騰対策支援給付金	担当部課	こどもみらい部子育て支援課			
補助要綱	朝来市こども食堂物価高騰対策支援給付金給付事業実施要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	朝来市こども食堂物価高騰対策支援給付金給付事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けながらも、子どもが安心して過ごせる居場所の確保及び食事の提供を行うためのこども食堂を運営する団体を支援することを目的とする。		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	・市内でこども食堂の活動を行う団体であること。 ・兵庫県「子ども食堂」応援プロジェクトの補助金交付団体であること。		
補助対象事業	1団体あたり50千円		
補助率／補助額	50千円	上限額	50千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	実績	計画	計画	計画	年度	計画
① こども食堂の設置数	1					
②						
補助額	50,000				—	—
特定財源	国庫支出金	25,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	25,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	50.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1				—	—
実績報告書	×			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	×			—	—	—
団体決算書	×			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	1団体当たり一律50千円としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	エネルギー・食料品価格等の高騰による影響が長期化する中で、経済的負担が増加しているひとり親家庭等の生活の支援を行う観点から必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育所等運営費改善事業	担当部課	こどもみらい部 こども園課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	H 30	7 年	R	継続	

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る。		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園の安定経営を支援するため。		
補助対象者	市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	保育所等の安定経営と交付対象事業に積極的に取り組む保育所等に対して、保育内容・保育環境の充実を図る。		
補助率／補助額	9,000円×利用定員数	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠	・事業費加算：要綱中の対象事業の内、実施事業数による加算 年額100,000円×実施事業数 ・看護師配置補助：月額65,000円×看護師配置月数		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0		
② 12歳以下の市民の内、保育サービスや子育て支援が充実していると感じる市民の割合	63.6	54.3	55.5	54.8		
補助額	8,290,000	8,310,000	8,190,000	7,659,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	8,290,000	8,310,000	8,190,000	7,659,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	利用定員による定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	法人の運営を支援するものであり、補助年限は定めていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	・保育園やこども園での一貫した教育・保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続する。 ・保育所等給食費補助事業の単価を増額するため、本補助金の事務費補助の単価を10,000円から9,000円に改定する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育所等給食費補助事業	担当部課	こどもみらい部 こども園課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 1	6 年	R	継続	

1. 事業概要

補助の目的	私立保育所・こども園に、給食費(副食費相当額)を補助し、私立園の安定経営及び保護者負担の軽減を行う。		
補助が必要な理由	給食提供に係る保護者負担を軽減し、子育てに係る経済負担の軽減を図るため。		
補助対象者	市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	副食費相当額 1号認定児:月額3,500円(R6までは3,200円) 2号認定児:月額5,000円(R6までは4,700円)		
補助率／補助額	1号認定児:3,500円 2号認定児:5,000円	上限額	園児数×補助単価×月数
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 支援施設数	5	5	5	5		
②						
補助額	11,001,000	10,306,500	10,508,000	11,448,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	11,001,000	10,306,500	10,508,000	11,448,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	一人当たりの定額（国の公定価格を参考に物価高騰を勘案して設定）。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	保護者の経済負担を軽減するものであり、補助年限は定めていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	・子育てに係る保護者の経済負担を軽減するものであり、継続する。 ・公定価格、物価高騰を勘案し、単価をそれぞれ300円増額改定する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	光熱費高騰対策支援補助事業	担当部課	こどもみらい部こども園課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱の特例を定める要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	光熱費高騰による利用者の負担増加を抑制するとともに、私立園が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、県制度を活用して支援する。		
補助が必要な理由	光熱費高騰により私立園の経営に影響を与えるため、県制度の活用によって、私立園の定員に応じた定額を補助する。		
補助対象者	市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	定員 20人～ 29人 100千円(めばえのにわ保育園) 30人～ 39人 140千円(あわが保育園) 80人～ 89人 340千円(ひまわりこども園) 90人～ 99人 380千円(やなせこども園) 100人～ 109人 420千円(照福こども園、枚田みのり保育園)		
補助率／補助額	10/10	上限額	利用定員による定額
上乗せ補助がある場合の根拠	県制度は、年間影響相当額の1/2のため、市が協調し同額を支援する。		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	実績	実績見込	計画	計画	年度	計画
① 支援施設数	6				6	6
②						
補助額	1,800,000				—	—
特定財源	国庫支出金	450,000			—	—
	県支出金	900,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	450,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	25.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	6				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県制度の活用であり、利用定員による定額。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	県が定める定額を採用し、協調し同額を支給する。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	県制度に準じ、市が協調し同額を支援する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	光熱費高騰対策支援補助事業	担当部課	こどもみらい部こども園課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱の特例を定める要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園特別保育支援事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	光熱費高騰による利用者の負担増加を抑制するとともに、私立学童クラブが継続的・安定的にサービスを提供できるよう、県制度を活用して支援する。		
補助が必要な理由	光熱費高騰により私立学童クラブの経営に影響を与えるため、県制度の活用によって、私立学童クラブの定員に応じた定額を補助する。		
補助対象者	市内私立学童クラブ		
補助対象事業	定員 40人～ 49人 180千円(枚田みのり放課後児童クラブ、やなせ学童クラブ、照福放課後児童クラブ)		
補助率／補助額	10/10	上限額	定員による定額
上乗せ補助がある場合の根拠	県制度は、年間影響相当額の1/2のため、市が協調し同額を支援する。		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	実績	実績見込	計画	計画	年度	計画
① 支援施設数	3				6	3
②						
補助額	540,000				—	—
特定財源	国庫支出金	130,000			—	—
	県支出金	170,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	240,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	44.4%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	3				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県制度の活用であり、利用定員による定額。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	県が定める定額を採用し、協調し同額を支給する。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	県制度に準じ、市が協調し同額を支援する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	施設環境整備事業	担当部課	こどもみらい部こども園課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ハード事業			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	保育所等の環境整備を実施し、保育環境の充実を図る。		
補助が必要な理由	国・県の補助制度要件を満たさない施設整備に関し、私立保育園・こども園の安定経営を支援するため。		
補助対象者	市内私立保育所及びこども園		
補助対象事業	工事費(1年度に1回) 実施に際しては、事前に市と協議することを要件としている。		
補助率／補助額	事業費の1/2	上限額	1,000,000円(1年当たり)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	実績	実績見込	計画	計画	年度	計画
① 支援施設数	1				7	1
②						
補助額	1,000,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,000,000		0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○		—	—	—
団体決算書	○	○		—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	法人の運営を支援するものであること、毎年度実施するものではないことから、補助年限は定めていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国、県の補助制度はあるが、補助要件に満たない施設整備を支援することにより、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため、補助制度を継続する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	特産物振興対策事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	特産物振興事業	R 3	4 年	R 11	改正	

1. 事業概要

補助の目的	高収益につながる特産物の生産拡大、ブランド化、需要の掘り起こしを行うための支援等を行うことにより、農家所得の向上を図り、また、コウノトリ育む農法による水稻や土づくり促進事業により、環境にやさしい農業の普及を図ることとする。		
補助が必要な理由	・特産物の生産拡大に必要な機械等の補助、有機堆肥を購入する際の支援等を行うことにより、特産物の生産者の増加、現在生産している方の面積拡大等を支援するため。 ・有機農業の普及にあたり、有機農業者や有機農業面積の増加を支援するため。		
補助対象者	市内の農業者、畜産業者、営農集団、農業協同組合及び農畜産業に係る事業者等		
補助対象事業	・土づくり促進事業 ・振興作物栽培促進事業 ・岩津ねぎ採種・保管事業		
補助率／補助額	要綱別表のとおり	上限額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績見込	計画	年度	計画
① 栽培面積(コウノトリ米、岩津ねぎ、黒大豆、ピーマン)	112.1	108.7	111.0	113.0	11	273.0
② 市民アンケート(農業)	18.0	16.6	14.2	15.0		
補助額	8,154,128	6,810,128	6,891,606	7,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金	2,742,151			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	5,411,977	6,810,128	6,891,606	7,000,000	—	—
一般財源の割合	66.4%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	55	77	43	50	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	事業の種類ごとの単価設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	一部には限度額の規定あり
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	一定の効果は出ていると想定されるが、適切に数値の把握ができていない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	朝来市の特産物(岩津ねぎ・黒大豆など)の生産面積を維持するため、環境創造型農業を推進して行くためにも継続は必要であると考えている。令和6年度にオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業実施計画を策定した。今後の有機農業普及のため、有機JAS認証取得支援事業を追加する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	野菜等ハウス設置事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市農業用ハウス等設置支援補助金要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	野菜等ハウス設置支援事業	R 2	5 年	R 9		

1. 事業概要

補助の目的	高収益な野菜等の安定的な生産、出荷を促進することにより、農業経営の安定と生産規模の拡大を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	野菜等の安定的な生産及び出荷を推進するため、露地栽培ではなく野菜ハウス栽培の普及が必要であるため		
補助対象者	市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する法人その他の団体		
補助対象事業	・資材費 ・施工費(補助対象者が自ら施工する経費を除く) ・農産物の生産に必要な附帯設備費 ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2	上限額	3,000千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 野菜ハウス設置棟数(延べ数)	54	55	55	57	R9	50
②						
補助額	3,000,000	1,880,000	0	2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,000,000	1,880,000	0	2,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数	3	1	0	2	—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	資材費高騰により設置見送り等が発生している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	安定的な生産及び出荷を図るため、また有機農産物の振興を図る上でも継続支援は必要と考える。
2次		
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	飼料価格高騰対策支援事業	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市飼料価格高騰対策補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	飼料価格高騰対策支援事業	R 6	年	R 6		

1. 事業概要

補助の目的	粗飼料価格の高騰により経営に影響を受ける肉用牛、乳用牛を飼育する市内畜産農家に対し補助金を交付することにより、事業継続意欲の減退抑制を目的とする。		
補助が必要な理由	畜産事業の生産意欲の減退を抑制するため		
補助対象者	市内畜産農家(肉用牛6軒、乳用牛2軒)		
補助対象事業	1頭当たりの年間粗飼料消費量の価格上昇分の2分の1 (粗飼料上昇単価20円/kg)		
補助率／補助額	肉用牛 1頭当たり18,250円 乳用牛 1頭当たり43,930円	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	実績	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助対象者	8					
② 補助対象頭数	441					
補助額	8,844,330				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	8,844,330	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	8				—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	関係機関に聞き取り調査を行い、算出してる
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設のため
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	飼料価格の高騰による離農等の増加を抑制するためには、本事業の意義は大きい。
2次	承認	新設補助金として承認する
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	生産農家支援対策事業	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市生産農家支援対策補助金交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	生産農家支援対策事業	R 7	年	R 7		

1. 事業概要

補助の目的	エネルギー・肥料価格等の高騰による農家への負担増の影響により、主食用米及び転作による野菜等の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制し、生産意欲の維持、増加、高揚を図ることを目的とする		
補助が必要な理由	水稻や転作による野菜等の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制するため		
補助対象者	市内で主食用米及び転作による野菜等を生産している農家、営農組合及び法人		
補助対象事業	主食用米水稻苗代(794円/枚)×16枚／10a 資材価格高騰分(肥料費、燃料費)4,800円／10a		
補助率／補助額	水稻苗代×1/2 資材価格高騰分×1/2	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標		計画	計画	計画	計画	年度	計画
①	補助対象者数	4,433					
②	補助対象面積(ha)	1,133					
補助額		83,770,500				—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		83,770,500	0	0	0	—	—
一般財源の割合		100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数						—	—
実績報告書				○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	要綱を今後整備予定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	○	市内事業者に単価の聞き取りを行い、平均額にて算出及び価格高騰については差額から算出した額の1/2
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	○	市内事業者に単価の聞き取りを行い、平均額にて算出及び価格高騰については差額から算出している
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	エネルギー価格や資材費高騰、耕作放棄、離農等の増加を抑制するためには、本事業の意義は大きい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市先端設備等導入促進補助金	担当部課	産業振興部経済振興課			
補助要綱	朝来市先端設備等導入促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	先端設備等導入促進事業	R 6	年	R 8	承認	

1. 事業概要

補助の目的	市内の中小企業者が労働生産性の向上を目的に先端設備等導入計画を作成し設備投資することを促進することにより、持続可能な地域経済の形成を図る。		
補助が必要な理由	コロナ禍や物価高等の影響により打撃を受けている市内経済を活性化させるために、市内事業者の設備投資を後押しする。		
補助対象者	先端設備等導入計画を策定し設備投資を行う市内の中小企業者		
補助対象事業	先端設備等導入計画に記載された設備の導入にかかる経費		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2	上限額	50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 先端設備等導入計画を策定した事業者数			7	10	8	15
②						
補助額			3,024,000	5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	3,024,000	5,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			7	10	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	設備投資に対する事業者の負担軽減を行うことができ、持続可能な地域経済の形成のためにも事業を継続する必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適切に運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切に運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名		朝来市住宅リフォーム工事補助金		担当部課		産業振興部経済振興課				
補助要綱		朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱		根拠法令						
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する			分類		事業費補助金ソフト事業				
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出			開始年度		経過年数		終了年度	前回評価結果	
事務事業	住宅リフォーム助成事業			R	3	4	年	R	7	承認

1. 事業概要

補助の目的	市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の住環境の向上を図る。		
補助が必要な理由	○市内事業者の受注機会の増加による経済循環の促進 ○市民の住環境を向上させ、快適な生活環境の創出		
補助対象者	市民		
補助対象事業	○住宅リフォーム助成事業 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民に対し、改修工事にかかる経費の一部を助成する。 補助対象経費：自己が所有し、住んでいる市内の住宅で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費 ※マンション等は個人専有部分、店舗棟併用住宅は住居部分のみ 補助率(限度額)：補助対象経費の1/10(限度額10万円)		
補助率／補助額	補助対象経費の1/10	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	計画	年度	計画
①	補助により実施された工事件数	151	134	138	200	7	200
②	補助により実施された総工事費	149,769,983	158,534,255	158,534,218	200,000,000	7	200,000,000
補助額		9,452,000	9,302,000	9,645,000	20,000,000	－	－
特定財源	国庫支出金					－	－
	県支出金					－	－
	地方債					－	－
	その他					－	－
一般財源		9,452,000	9,302,000	9,645,000	20,000,000	－	－
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	－
補助件数		151	134	138	200	－	－
実績報告書		○	○	○	－	－	－

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	物価高騰の影響を受ける事業者及び消費者支援を行う必要があるほか、消費喚起による市内経済の活性化を図るため、事業を継続する必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適切に運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切に運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市人材確保支援補助金	担当部課	産業振興部経済振興課			
補助要綱	朝来市人材確保支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	雇用推進事業	R 6	年	R 8	承認	

1. 事業概要

補助の目的	人材確保を目指す市内の中小企業者等に対し、採用活動のオンライン化に要する経費の一部を補助することにより、当該中小企業者等が行う事業の円滑化及び求職者の市内就職を促進する。		
補助が必要な理由	市内事業所における特に若年層を中心とした人手不足への対応		
補助対象者	市内中小企業及び個人事業主		
補助対象事業	○補助対象:就職・転職情報サイトに掲載するために必要な費用(基本料金、オプション料金等) ※就職情報サイトの登録学生にダイレクトメッセージを送信する、サイト内で上位に表示させるなどの有料オプション ○補助金額:補助対象経費の2分の1(限度額 20 万円) ※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。 ○補助回数:1事業者1年度1回限り		
補助率／補助額	補助対象経費の1/2	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度利用事業者数			3	5	10	10
②						
補助額			185,000	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	185,000	1,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			3	5	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	人口減少、とりわけ生産年齢人口が減少する中において、市内事業所の人材確保を後押しする施策として、本補助金は欠かせない。
2次	承認	判定結果に基づき、適切に運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切に運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	店舗リフォーム工事補助金交付事業	担当部課	産業振興部経済振興課
補助要綱	朝来市店舗リフォーム工事補助金交付要綱	根拠法令	地方自治法第232条の2
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数 終了年度 前回評価結果
事務事業	店舗リフォーム工事補助金交付事業	R 7	年 R 9

1.事業概要

補助の目的	老朽化した店舗のリフォーム工事を促すことにより、店舗の魅力向上につなげ集客力を増すことで市内消費促進につなげることを目的とする。		
補助が必要な理由	市商工会の調査によると、市内小売、サービス業において店舗の老朽化を経営課題として挙げている事業者が多く、こうした声にこたえるため。		
補助対象者	朝来市内事業所1,600弱のうち、にぎわい創出補助金と同業種(小売業、宿泊・飲食業、持ち帰り飲食サービス、理容美容等)の672事業所		
補助対象事業	市内事業者を利用し、及び当該リフォーム工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)が20万円以上の工事		
補助率／補助額	補助率30%	上限額	30万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標		計画	計画	計画	計画	年度	計画
①	工事件数	30	30	30		R9	30
②							
補助額		9,000,000	9,000,000	9,000,000		—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
	一般財源	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	—	—
一般財源の割合		100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数		30	30	30		—	—
実績報告書		○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	店舗の魅力向上につなげ市内消費促進を図るためにも当該事業を実施することは必要である。
2次	承認	新設補助金として承認。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市がけ地近接等危険住宅移転事業	担当部課	都市整備部都市政策課			
補助要綱	朝来市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	住宅土砂災害対策支援事業	H 30	7 年	R	継続	

1. 事業概要

補助の目的	土砂災害のおそれがある区域に存する危険住宅の移転等を促進し、がけ地の崩壊等による危険から居住する者の生命及び財産の保護を図る。		
補助が必要な理由	近年、自然災害が大規模化、多発化しており、土砂災害のおそれがある区域から住宅を守るための支援が求められているため。		
補助対象者	市内に住所を有する者であって、現に市内に所有し、かつ、居住する危険住宅の移転事業を行うもの ※危険住宅…土砂災害特別警戒区域・災害危険区域等の区域に存する既存不適格住宅		
補助対象事業	・危険住宅の除却等に要する経費(除却等費): 上限額 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める限度額 ・危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する経費(建設助成費) ①利子相当額補助: 上限額 4,210千円 ②建設、購入又は改修費補助: 上限額 2,000千円		
補助率／補助額	10/10	上限額	補助対象事業記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	0	0	0	1	9	1
②						
補助額				2,975,000	—	—
特定財源	国庫支出金			1,487,000	—	—
	県支出金			744,000	—	—
	地方債				—	—
	その他			744,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	—	—
補助件数	0	0	0	1	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	間接補助である県と国要綱が除却等費の補助率を10/10に改正したことを受け、同様の補助率とすることを政策会議へ付議し承認された。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	近年自然災害が頻発化・激甚化しているため、土砂災害から居住する者の生命、身体及び財産を保護する必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市わが家の耐震改修補助事業	担当部課	都市整備部都市政策課			
補助要綱	朝来市わが家の耐震改修補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	住宅耐震改修補助事業	H 29	8 年	R	継続	

1. 事業概要

補助の目的	市内に所存する住宅の所有者が実施する耐震改修工事等について、その経費の一部を補助することにより、住宅の耐震化を図ること及び地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的とする。		
補助が必要な理由	住宅耐震化率の低い但馬地域において耐震化を促進し、地震による危険から住宅及び市民を守る支援が求められているため。		
補助対象者	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断の結果、安全性が低いとされた住宅を市内に所有する兵庫県民。		
補助対象事業	・住宅耐震改修計画策定費補助:補助率2/3、上限額270千円(戸建住宅、市独自加算含む) ・住宅耐震改修工事費補助:補助率4/5、上限額1,300千円(戸建住宅、市独自加算含む) ・耐震改修計画策定・耐震改修工事費パッケージ型補助:補助率及び上限額は上記2つの補助を合計したもの ・建替工事費補助:補助率4/5、上限額1,100千円(戸建住宅) ・簡易耐震改修工事費補助:補助率4/5、上限額 500千円(戸建住宅) ・屋根軽量化工事費補助:補助額500千円(定額)(戸建住宅) ・シェルター型工事費補助:上限額500千円(補助対象経費が100千円以上500千円未満の場合は100千円)(戸建住宅)		
補助率／補助額	補助対象事業記載のとおり	上限額	補助対象事業記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠	・住宅耐震改修計画策定費補助:業務を行う建築士が、市内に存する建築事務所に所属する者(市内業者加算)→70千円 ・住宅耐震改修工事費補助:戸建住宅→300千円		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	0	1	0	6		
②						
補助額		1,100,000		4,170,000	—	—
特定財源	国庫支出金	500,000		1,750,000	—	—
	県支出金	112,500		350,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	487,500	0	2,070,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	44.3%	#DIV/0!	49.6%	—	—
補助件数	0	1	0		—	—
実績報告書		○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	住宅の耐震化を図ることにより、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るという兵庫県として重点を置く施策であることから、国県と協調し、市民がより取り組みやすいよう補助率を設定している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	兵庫県内でも特に住宅耐震化率の低い但馬地域において耐震化を促進し、地震による危険から住宅及び市民を守る支援が求められているため、引続き住宅耐震関連補助を継続する必要がある。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市除雪機械運転資格取得補助事業	担当部課	都市整備部 建設課			
補助要綱	朝来市除雪機械運転資格等取得費交付要綱	根拠法令	朝来市補助金等交付規則			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	27.生活基盤の持続可能な維持管理・確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	除雪対策事業	R 7	年	R 11	承認	

1. 事業概要

補助の目的	生活道路の持続可能な維持管理を確保するため、将来の安定的な除雪体制を維持する。		
補助が必要な理由	建設業界への入職者減少や高齢退職に伴う除雪機械オペレーター不足により、除雪業者の疲弊が深刻化しつつあることから、兵庫県と朝来市が連携し、将来の安定的な除雪体制維持の一環として、除雪機械運転に必要な資格取得の費用を一部補助し、オペレーターの確保を図る必要があるため。		
補助対象者	①市内に事業所を置く事業者又は所在する団体等 ②過去5年間に兵庫県若しくは市の道路除雪業務を実施し、若しくは入札に参加した者又は兵庫県若しくは市の道路除雪業務の実施を予定している者 ③兵庫県除雪計画区域の道路除雪業務に従事する予定の者に資格を取得させる者		
補助対象事業	除雪機械の運転に必要な大型自動車免許又は大型特殊自動車免許の取得、車両系建設機械運転技能講習の受講を補助の対象となる事業とする。 ただし、本事業により除雪機械の運転に必要な資格を取得する者は、以下に掲げる①から②のすべてを満たす者とする。 ①交付申請日において50歳未満である者 ②普通自動車免許(AT限定含む)を所持している者		
補助率／補助額	2/3	上限額	1名につき40万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	最終目標	
成果指標		計画	計画	計画	計画	年度	計画
①	除雪作業機械(台)	68	69	70	71	11	72
②	新規資格取得(名)	6	4	4	4	11	4
補助額		2,000,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	—	—
特定財源	国庫支出金					—	—
	県支出金	1,600,000	800,000	800,000	800,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源		400,000	800,000	800,000	800,000	—	—
一般財源の割合		20.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—
補助件数		6	4	4	4	—	—
実績報告書					—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	高齢化による担い手不足から、地域ニーズが高まっている
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	生活基盤の持続可能な維持管理に向けて、安定的な体制構築を図る
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	除雪機械運転資格取得者が増加することで、計画的かつ効率的な維持管理が可能となる
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	ホームページなどによる情報公開を行います
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	必要な交付要綱を策定し適正化を図ります
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	大型自動車免許又は大型特殊自動車免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習の受講に限定した補助としている
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率:2/3 ただし、兵庫県の実施する間接補助事業により、1/3の額が補填される
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	実施期間:5年 原則9年以内としている
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	兵庫県除雪機械運転資格取得補助事業実施要領による
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	×	×	類似制度がないことから廃止・見直しを行っていない
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			これまで除雪体制の強化を図ってきたが、今後は、除雪体制の持続可能な維持を目指している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	除雪体制の安定的な維持を実現することで、市民生活に密接に関わっている生活道路の安心と安全を継続的に維持するために必要な取り組みである。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 7 年 3 月 31 日

区分	既存
----	----

補助事業名		朝来市連合国際交流協会補助金		担当部課		教育委員会事務局 学校教育課				
補助要綱		朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱		根拠法令						
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む			分類		事業費補助金ソフト事業				
	2.生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進			開始年度		経過年数		終了年度	前回評価結果	
事務事業	英語教育強化支援事業			R	3	3	年	R	11	継続

1. 事業概要

補助の目的	国際社会の一員として様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指す。		
補助が必要な理由	アメリカの中学生の受入や、アメリカへの派遣を通して、海外への興味関心がわき、グローバル人材の育成につながるため。		
補助対象者	アメリカ派遣員、引率者		
補助対象事業	■アメリカ中学生受入事業 シャヘイラムバレー中学校の生徒、引率者 ■市内中学生のアメリカ派遣事業 【派遣先】 アメリカ オレゴン州 <ニューバーグ市>		
補助率／補助額	【受入】補助対象経費の5割以内の額 【派遣】生徒数×補助対象経費の5割以内の額	上限額	【受入】30万円 【派遣】生徒1人20万円、引率者上限なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
成果指標	中止	中止	実績	計画	年度	計画
① 国際交流において多様な文化に触れる機会があると感じる市民の割合	12	9	11	13	11	20
②						
補助額	0	0	1,538,786	3,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	1,538,786	3,400,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数					—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	引率率は、引率業務を遂行するための渡航であるため、上限を撤廃している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国際化が進む中で、グローバル人材を育成するためにも必要な補助金である。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価に基づき、適切な運用を図ること。